

No	Q	A
全体		
1	登録制度が導入された場合、県から登録されないと精密検査はできなくなるのでしょうか。	登録制度導入後、県で登録した医療機関は県民に公表することとなりますが、登録されていない医療機関においても、引き続き精密検査を行うことは可能です。
2	令和7年度の2回目の申請受付予定はどのようになっていますか。	令和7年度の2回目の申請受付も予定しています。具体的な申請スケジュールは、別途、県のホームページに掲載します。
登録要件・申請書について〈胃・子宮・肺・乳・大腸がん共通〉		
要件2 人的配置		
3	申請書に、過去1年間及び5年間の精密検査従事医師の検査数を記載する欄がありますが、直近で異動してきた医師についてはどのように検査数をカウントすれば良いのでしょうか。	検査数については、異動前に勤務していた施設での検査数もカウントし、記載してください。わかる範囲で構いません。
要件3 研修会、講習会、関連学会等への参加		
4	「長崎県がん検診精度管理医師等研修会」の受講証明はどうすれば良いのでしょうか。	通常肺がん以外は受講証が発行されないため、令和5年度までの「長崎県がん検診精度管理医師等研修会」の受講証明に限っては、証明書の添付は不要です（県にて出席を確認します）。 令和6年度以降の上記研修会については、証明書の添付をお願いします。
5	研修会等の受講証等の写しの提出が必要とあるが、「2.人的配置」で記載したすべての医師について提出する必要がありますか。	申請するがん種によって異なります。 ・子宮がん…精密検査を担当する「専門医」「指導医」については、すべての医師についてご提出ください。（「専攻医」は可能であればご提出ください。） ・胃がん、肺がん、乳がん、大腸がん…すべての医師についてご提出いただくことが望ましいですが、難しい場合は少なくとも医療機関内において1名はご提出ください。なお研修会等の受講をしていない医師が精密検査を実施する場合は、医療機関内部で相談・指導体制を構築した上で実施してください。
6	受講証等の写しが無い場合どうすれば良いのでしょうか。	受講した事実がわかるもののご提出をお願いいたします。例えば、受講完了されていることがわかるWEB画面の写しや、学会からのメールの写し等でも構いません。
要件4 その他		
7	その他（2）で発見がんに関して、「県がん委員会が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること」とあるが、具体的にはどういう調査でしょうか。	例年11月～1月頃に、県の健康事業団から市町を經由し調査を行っている、要精検者数等の報告のことです。
8	その他（3）県がん委員会より要請があった場合、精検症例を県がん委員会等に提出して討議できるとあるが、具体的にはどういうことでしょうか。	各病院から報告される精検実績等から疑義が生じた場合、必要に応じ精検症例等について委員会へ報告を求める場合もありますので、それに応じていただきますようお願いします。